

令和5年4月1日組織変更により、調査実施担当課が下記のとおり変更となりました。

(変更前) 地域資源活用課 ⇒ (変更後) 商業観光政策課

については、令和5年4月1日以降における「対話参加の申込み」「資料の提出先」及び「問い合わせ先」における「地域資源活用課」は全て「商業観光政策課」に読み替えてください。

また、メールアドレスについても、「chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp」を

「shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp」に読み替えてください。

なお、電話番号に変更はありません。

鈴鹿市千代崎駐車場の有効活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

鈴鹿市千代崎駐車場は、これまで主に海水浴客向けの観光駐車場として千代崎海岸の近傍に設置してきましたが、海浜利用ニーズをはじめとした社会情勢の変化に伴い、維持管理・運営に係る費用対効果の低下が見受けられます。

一方で、千代崎海岸は、「伊勢の海県立自然公園」に指定され、種々のドラマやCMのロケ地となる等、今後の観光振興につながる可能性を秘めた地域資源といえます。

そこで、当該駐車場敷地の観光振興を目的とした今後の活用方針の取り決めに向けて、千代崎海岸近傍という地の利を生かした利用ニーズ及び市場性を確認するため、サウンディング型市場調査を実施します。

1 調査の概要

(1) 調査内容

鈴鹿市千代崎駐車場の有効活用に関するサウンディング型市場調査

(2) 現状と課題

- ① 海水浴場開設期間（7・8月）のみの開設であり、1年の大半を活用できていない。
- ② 現在は地元住民を含む指定管理者による管理運営を行っているが、管理者の高齢化等により継続的な管理運営が困難となっており、また直営による維持管理・運営は費用対効果の側面から更に困難である。
- ③ 海水浴に対するニーズの低下に伴い、海水浴場開設期間における日中の駐車場利用ニーズが低下している。また、海水浴に変わって「釣り」などのアウトドア人気による来訪者は増加しているものの、現在の管理運営方法では新たなニーズ（季節・時間帯等）への対応が困難であるほか、三重県の堤防道路（管理用通路）への路上駐車が問題となっている。
- ④ 本市の財政状況から、当該施設の利活用において新たに財政負担が生じる事業の実施は困難であるとともに、貸借料・売却益等による歳入の確保を必要とする。

(3) 求める提案

- 現在の駐車場としての用途に捉われる必要はありません

- 観光資源となりうる千代崎海岸のポテンシャルを活かした今後の観光振興に資する提案を望みます
- 市に財政負担がなく、新たな歳入をもたらす提案を求めます。

(4) 主な対話内容

- ① 活用方法
- ② 活用期間
- ③ 活用に係る財産の取扱い
- ④ その他利活用に係る要件等

2 鈴鹿市千代崎駐車場の概要

(1) 名称と所在地

鈴鹿市千代崎駐車場（鈴鹿市南若松町 429 番地の 9 ほか 1 筆）

(2) 面積

5,817.00 m²（駐車スペース 200 台程度）

(3) 都市計画区域

都市計画区域内（市街化区域）

(4) 用途地域

第一種住居地域

(5) 建ぺい率

60%

(6) 容積率

200%

(7) 接道状況

あり（市道）

(8) 電気・ガス・給排水設備

電気のみあり，ガス・給排水設備なし

(9) 現況

アスファルト敷（車止めあり），入り口に門扉があり施錠可，照明灯 4 機あり・敷地西側は住宅に隣接

(10) その他

本市は，本物件と海岸の間に海水浴場利用客に対する観光案内や備品貸出を実施するための千代崎観光案内所（所在地：南若松町 491-1 番地先，延床面積：122.13 m²）及び千代崎海水浴場公衆トイレ（所在地：南若松町字丁永 494-20 番地先，延床面積：49.25 m²，底地は県有地）を有しています。

また，海岸及び海岸に隣接する原永緑地は県有施設であるため，提案の対象外とします。

3 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとします。

ただし，期間内であっても，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日の受付及び実施はいたしません。

	日 程
実施要領の公表	令和5年3月1日（水）
現地説明会の申込期間	令和5年3月1日（水）から令和5年3月15日（水）
現地説明会の開催	令和5年3月20日（月）
対話参加の申込み	令和5年3月22日（水）から令和5年5月15日（月）
資料提出	対話実施日の5開庁日前まで
対話の実施	令和5年6月1日（木）から令和5年6月7日（水）
結果の公表	令和5年6月下旬（予定）

4 対話までの流れ

（1）現地説明会の開催

対話の実施にあたり，現地説明会を開催いたします。参加を希望する場合は，別紙「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入し，電子メールに添付のうえ期間内に下記申込先へご提出ください。

【開催日時】 令和5年3月20日（月）

現地説明会：14時00分から30分程度

【場 所】 現地（鈴鹿市千代崎駐車場）

【申込期間】 令和5年3月1日（水）から令和5年3月15日（水）

【申 込 先】 鈴鹿市産業振興部地域資源活用課

chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【説明会・現地見学会参加申込】としてください。

※ 説明会・現地見学会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

（2）対話参加の申し込み

対話への参加を希望する場合は，別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し，電子メールに添付のうえ，期間内に下記申込先へご提出ください。

【申込期間】 令和5年3月22日（水）から令和5年5月15日（月）

【申 込 先】 鈴鹿市産業振興部地域資源活用課

chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

(3) 資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付のうえ、期日までに下記申込先へご提出ください。

なお、期日までに提出できない資料がある場合は、5部ご用意のうえ、対話当日にご持参ください。

【提出期限】対話実施日の5開庁日前

【申 込 先】鈴鹿市産業振興部地域資源活用課

chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング資料提出】としてください。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

また、対話に出席する人数は、1申込団体につき3名以内とします。

【日 時】令和5年6月1日（木）から令和5年6月7日（水）までの間で、30分から1時間程度（日程については、対話参加の申込期間終了後別途調整し、申込団体の担当者宛てに実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。）

【場 所】鈴鹿市役所本庁舎内会議室を予定しています。

【対話内容】「6 対話内容」以降をご確認ください。

5 対話内容

対話内容は次のとおりです。

提案については、自らが実施者となった場合に提案内容の実施が可能であることを条件とします。

下記の①から⑤のうち、提案いただける部分・範囲のみのご提案で差し支えありませんが、①活用方法について提案をする場合は、併せて④提案内容の実現性についても提案をお願いいたします。

また、可能な限り具体的事例を交えたご意見・ご提案をお待ちしております。

なお、必要に応じて、対話実施後に追加の対話（非対面による対話を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

項 目	内 容
① 活用方法	・ 公共施設としての運営管理に対するニーズと市場性 ・ 公共施設以外の用途による利活用の可能性

② 活用期間	・ ①を実施する場合の活用期間
③ 活用に係る財産の取扱い	・ ①を実施する場合の財産の取扱い（賃貸借，売買等） ・ 貸借料，売買等による費用負担の想定額
④ 提案内容の実現性	・ ①～③に対する提案について想定される資金調達のスキーム及び実施体制の概要等
⑤ その他利活用に係る要件等	・ ①を実施するにあたっての要件 ・ その他利活用に係る要件，障壁等

6 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は，事業化時の公募における評価の対象といたします。

対話内容は，ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め，民間活力導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては，事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考とさせていただきます。ただし，公表資料及び双方の発言とも，あくまでも対話時点での想定のものとし，実施を確約するものではないことをご了承ください。

(2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用はすべて，申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

調査の実施結果については，対話の内容を概要として取りまとめ，市ホームページにて公表するものとします。ただし，公表に当たっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

(4) 参加資格

- ① 鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている，若しくは，今後登録を予定しており，提案内容が実施できる能力（資格）を有するものであること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により，一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により，指定の取消しを受けたことがない者であること
- ④ 参加申込書提出時点で，指名停止を受けていない者であること
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること
- ⑥ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に，「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密

接な関係を有する者がいないこと

(5) 提供資料

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、本調査の参加者は該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

7 問い合わせ先

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 産業振興部 地域資源活用課 観光・モータースポーツ振興グループ

電話番号：059-382-9020

F A X：059-382-0304

電子メールアドレス：chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp